



発行 新潟県

第 22 号
令和4年3月22日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 3 新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則の一部を改正する規則（大学・私学振興課）
- 4 新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び新潟県恩給給与細則の一部を改正する規則（総務事務センター）
- 5 新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（環境対策課）
- 6 新潟県土採取の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（河川管理課）

告 示

- 307 くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する知事管理漁獲可能量の一部改正（水産課）
- 308 換地処分（農地整備課）
- 309 換地処分（農地整備課）
- 310 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 311 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 312 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 313 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 314 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

病院局管理規程

- 2 新潟県立新発田病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規定（病院局総務課）
- 3 新潟県立十日町看護専門学校学則の一部を改正する規定（病院局総務課）

規 則

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第3号

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則の一部を改正する規則

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則（昭和63年新潟県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第10号様式の2（第2条関係）</b>                      学則（広域通信制課程）変更認可申請書                      （略）                      添付書類                      1～4 （略）                      5 施設調書（別記第1号様式の添付書類4と同一のものとし、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第3条第1項に規定する<u>通信教育連携協力施設</u>（以下「<u>通信教育連携協力施設</u>」という。）に係る施設調書を含む。学則変更に伴う校地、校舎等（<u>通信教育連携協力施設の敷地、建物等を含む。</u>）の増減がある場合は、増減した部分を明記すること。）                      6 （略）                      7 校地、校舎等（<u>通信教育連携協力施設の敷地、建物等を含む。</u>）の配置図及び平面図                      8 校具及び教具（<u>通信教育連携協力施設の校具及び教具を含む。</u>）の明細書（別記第1号様式の添付書類7と同一のもの）                      9 （略）                      10 収容定員の増加又は<u>通信教育連携協力施設</u>の新設に伴う新規採用教職員がある場合は、教職員の履歴書及び教員免許状の写し並びに教員が学校教育法第9条各号に掲げる者に該当しない者であることを誓約する書面                      11 収容定員の減少又は<u>通信教育連携協力施設</u>の廃止に伴う教職員の減員がある場合は、その者の措置方法等を記載した書類                      12・13 （略）                      14 <u>通信教育連携協力施設</u>を新設する場合は、当該<u>通信教育連携協力施設</u>における教育方法を記載した書類及び当該<u>通信教育連携協力施設</u>設置者が同意したことを証する書類                      15 <u>通信教育連携協力施設</u>を廃止する場合は、当該<u>通信教育連携協力施設</u>において教育を受けている生徒の措置方法を記載した書類                      16～18 （略）                      注 1 添付書類の4、5、7及び16から18までは、収容定員の変更、募集区域の変更、<u>通信教育連携協力施設</u>の新設及び</p>	<p><b>第10号様式の2（第2条関係）</b>                      学則（広域通信制課程）変更認可申請書                      （略）                      添付書類                      1～4 （略）                      5 施設調書（別記第1号様式の添付書類4と同一のものとし、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第3条第1項に規定する<u>協力校</u>（以下「<u>協力校</u>」という。）に係る施設調書を含む。学則変更に伴う校地、校舎等（<u>協力校の校地、校舎等を含む。</u>）の増減がある場合は、増減した部分を明記すること。）                      6 （略）                      7 校地、校舎等（<u>協力校の校地、校舎等を含む。</u>）の配置図及び平面図                      8 校具及び教具（<u>協力校の校具及び教具を含む。</u>）の明細書（別記第1号様式の添付書類7と同一のもの）                      9 （略）                      10 収容定員の増加又は<u>協力校</u>の新設に伴う新規採用教職員がある場合は、教職員の履歴書及び教員免許状の写し並びに教員が学校教育法第9条各号に掲げる者に該当しない者であることを誓約する書面                      11 収容定員の減少又は<u>協力校</u>の廃止に伴う教職員の減員がある場合は、その者の措置方法等を記載した書類                      12・13 （略）                      14 <u>協力校</u>を新設する場合は、当該<u>協力校</u>における教育方法を記載した書類及び当該<u>協力校</u>設置者が同意したことを証する書類                      15 <u>協力校</u>を廃止する場合は、当該<u>協力校</u>において教育を受けている生徒の措置方法を記載した書類                      16～18 （略）                      注 1 添付書類の4、5、7及び16から18までは、収容定員の変更、募集区域の変更、<u>協力校</u>の新設及び<u>協力校</u>の廃止</p>

<p>び<u>通信教育連携協力施設</u>の廃止の場合に添付すること。</p> <p>2 添付書類の6及び8から10までは、<u>収容定員の増加及び通信教育連携協力施設</u>の新設の場合に添付すること。</p> <p>3 添付書類の11は、<u>収容定員の減少及び通信教育連携協力施設</u>の廃止の場合に添付すること。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 添付書類の14は、<u>通信教育連携協力施設</u>の新設の場合に添付すること。</p> <p>6 添付書類の15は、<u>通信教育連携協力施設</u>の廃止の場合に添付すること。</p>	<p>の場合に添付すること。</p> <p>2 添付書類の6及び8から10までは、<u>収容定員の増加及び協力校</u>の新設の場合に添付すること。</p> <p>3 添付書類の11は、<u>収容定員の減少及び協力校</u>の廃止の場合に添付すること。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 添付書類の14は、<u>協力校</u>の新設の場合に添付すること。</p> <p>6 添付書類の15は、<u>協力校</u>の廃止の場合に添付すること。</p>
--	---

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び新潟県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第4号**

新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び新潟県恩給給与細則の一部を改正する規則  
(新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正)

**第1条** 新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和32年新潟県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(未給付金の受給手続)</p> <p><b>第42条</b> 年金を受ける者が死亡したため、遺族又は相続人において、その生存中に係る未給付金の支給を受けようとするときは、おおむね別紙第36号様式に準じて未給付金の請求書を作成し、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>死亡した年金権者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本若しくは抄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 請求者が遺族以外の相続人であるときは、相続人であることを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書(第1号の戸籍の謄本若しくは抄本又は<u>法定相続情報一覧図の写し</u>により相続人であることが顕著であるときは、この限りでない。)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(未給付金の受給手続)</p> <p><b>第42条</b> 年金を受ける者が死亡したため、遺族又は相続人において、その生存中に係る未給付金の支給を受けようとするときは、おおむね別紙第36号様式に準じて未給付金の請求書を作成し、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>請求者の戸籍の謄本又は抄本(死亡した年金権者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 請求者が遺族以外の相続人であるときは、相続人であることを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書(第1号の戸籍の謄本又は抄本により相続人であることが顕著であるときは、この限りでない。)</p> <p>2 (略)</p>

(新潟県恩給給与細則の一部改正)

**第2条** 新潟県恩給給与細則(昭和32年新潟県規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(未給与金の受給手続)</p> <p><b>第6条</b> 恩給を受ける者が死亡したため、遺族又は相続人において、その生存中に係る未給与金の支給を受けようとするときは、別紙第5号様式に準じて未給与金の請求書を作成し、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>死亡した恩給権者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本若しくは抄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付</u></p>	<p>(未給与金の受給手続)</p> <p><b>第6条</b> 恩給を受ける者が死亡したため、遺族又は相続人において、その生存中に係る未給与金の支給を受けようとするときは、別紙第5号様式に準じて未給与金の請求書を作成し、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>請求者の戸籍の謄本又は抄本(死亡した恩給権者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの。)</u></p>

<p>を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 請求者が遺族以外の相続人であるときは、相続人であることを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書（第1号の戸籍の謄本若しくは抄本又は法定相続情報一覧図の写しにより相続人であることが顕著であるときは、この限りでない。）</p> <p>2 (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 請求者が遺族以外の相続人であるときは、相続人であることを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書（第1号の戸籍の謄本又は抄本により相続人であることが顕著であるときは、この限りでない。）</p> <p>2 (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第5号**

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

**第1条** 新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則(昭和47年新潟県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
(立入検査の身分証明書) <b>第34条</b> (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年環境省令第2号)別記様式によることができる。</u>	(立入検査の身分証明書) <b>第34条</b> (略)

(新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

**第2条** 新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年新潟県規則第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。)に改める。

改正後	改正前
(身分を示す証明書) <b>第15条</b> 条例第15条第3項の <u>証明書</u> は、別記第16号様式のとおりとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年環境省令第2号)別記様式によることができる。</u>	(身分を示す証明書) <b>第15条</b> 条例第15条第3項の <u>身分証明書</u> は、別記第16号様式のとおりとする。

(新潟県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

**第3条** 新潟県環境影響評価条例施行規則(平成12年新潟県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
(立入検査の身分証明書) <b>第53条</b> (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年環境省令第2号)別記様式によることができる。</u>	(立入検査の身分証明書) <b>第53条</b> (略)

(新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正)

**第4条** 新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例施行規則(平成17年新潟県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
(身分証明書) <b>第13条</b> (略)	(身分証明書) <b>第13条</b> (略)

<p>2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式によることができる。</p>	
--	--

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県土採取の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第6号

新潟県土採取の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県土採取の適正化に関する条例施行規則（昭和49年新潟県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(身分証明書) 第10条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書は、砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通商産業省・建設省令第1号）様式第7の2によることができる。</p>	<p>(身分証明書) 第10条 (略)</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第307号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する知事管理漁獲可能量（令和3年3月新潟県告示第367号）の一部を令和4年3月14日に次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前																
<p>1 くろまぐろ（小型魚）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">知事管理区分</td> <td style="padding: 2px;">知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;"><u>146.525</u>トン</td> </tr> </table> <p>2 くろまぐろ（大型魚）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">知事管理区分</td> <td style="padding: 2px;">知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;"><u>58.370</u>トン</td> </tr> </table> <p>3～4 (略)</p>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>146.525</u> トン	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>58.370</u> トン	<p>1 くろまぐろ（小型魚）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">知事管理区分</td> <td style="padding: 2px;">知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">141.525トン</td> </tr> </table> <p>2 くろまぐろ（大型魚）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">知事管理区分</td> <td style="padding: 2px;">知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">63.370トン</td> </tr> </table> <p>3～4 (略)</p>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業	141.525トン	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業	63.370トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																
新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>146.525</u> トン																
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																
新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>58.370</u> トン																
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																
新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業	141.525トン																
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																
新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業	63.370トン																

◎新潟県告示第308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、佐渡市を地域とする県営区画整理・農業用排水施設整備（中山間地域総合整備「生産基盤型」）事業川茂地区（徳和換地区）に係る換地処分をした。

令和4年3月22日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新潟市を地域とする県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業両新地区に係る換地処分をした。

令和4年3月22日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備（農地環境整備）事業に係る換地計画を定めたので、令和4年3月23日から令和4年4月19日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月22日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名（換地区名）	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	千本坂（高倉）	換地計画書の写し	糸魚川市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第311号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成22年9月24日新潟県告示第1277号）を次のとおり解除する。

令和4年3月22日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金池-1	新潟市西蒲区金池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第312号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成22年9月24日新潟県告示第1278号）の指定を解除する。

令和4年3月22日

新潟県知事 花角 英世

## 1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金池-1	新潟市西蒲区金池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第313号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年3月22日

新潟県知事 花角 英世

## 1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金池-1	新潟市西蒲区金池 西蒲原郡弥彦村大字上泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金池-1	新潟市西蒲区金池 西蒲原郡弥彦村大字上泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第314号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年3月22日

新潟県知事 花角 英世

## 1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金池-1	新潟市西蒲区金池 西蒲原郡弥彦村大字上泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金池-1	新潟市西蒲区金池 西蒲原郡弥彦村大字上泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県立新発田病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月22日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県立新発田病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規程

新潟県立新発田病院附属看護専門学校学則（昭和50年新潟県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

学則新旧対照表

新	旧
<p><b>新潟県立新発田病院附属看護専門学校学則</b></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・<u>第2条</u>）</p> <p>第2章 課程、定員及び修業年限（<u>第3条—第5条</u>）</p> <p>第3章 学年、学期及び休業日（<u>第6条・第7条</u>）</p> <p>第4章 教育課程及び履修方法等（第8条—第12条）</p> <p>第5章 <u>入学、転入学、休学、復学、退学及び除籍</u>（第13条—第22条）</p> <p>第6章 卒業等（第23条・第24条）</p> <p>第7章 <u>授業料等</u>（第25条・<u>第26条</u>）</p> <p>第8章 <u>職員組織及び会議</u>（<u>第27条・第28条</u>）</p> <p>第9章 <u>学生の健康管理</u>（<u>第29条</u>）</p> <p><u>第10章 図書管理</u>（<u>第30条</u>）</p> <p><u>第11章 賞罰</u>（<u>第31条・第32条</u>）</p> <p><u>第12章 補則</u>（<u>第33条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 （目的）</p> <p>第1条 新潟県立新発田病院附属看護専門学校（以下「学校」という。）は、<u>豊かな人間性と看護に関する幅広い能力を持った看護の実践者として、新潟県内の保健・医療・福祉施設や地域において活躍できる人材を育成することを目的とする。</u></p> <p>（位置）</p> <p>第1条の2 学校を新発田市本町1丁目2番8号に置く。</p> <p><u>（自己点検・評価）</u></p> <p><u>第2条 学校は、その教育の水準の向上を図り、学校の目的を達成するため、教育活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制については、別に定める。</u></p> <p>第2章 課程、定員及び修業年限 （課程及び学科）</p> <p><u>第3条 学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第124条に規定する専修学校として、次の課程及び学科を置く。</u></p>	<p><b>新潟県立新発田病院附属看護専門学校学則</b></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・<u>第1条の2</u>）</p> <p>第2章 課程、定員及び修業年限（<u>第2条—第4条</u>）</p> <p>第3章 学年、学期及び休業日（第5条—第7条）</p> <p>第4章 教育課程及び履修方法等（<u>第8条—第12条</u>）</p> <p>第5章 入学、退学及び休学（第13条—第22条）</p> <p>第6章 卒業等（第23条・第24条）</p> <p>第7章 <u>授業料等</u>（第25条—<u>第27条</u>）</p> <p>第8章 <u>職員組織及び会議</u>（<u>第28条・第29条</u>）</p> <p>第9章 <u>健康管理</u>（<u>第30条</u>）</p> <p>第10章 賞罰（第31条・第32条）</p> <p>第11章 補則（第33条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 （目的）</p> <p>第1条 新潟県立新発田病院附属看護専門学校（以下「学校」という。）は、<u>看護師になろうとする者に必要な知識及び技術に関する専門教育を行うことを目的とする。</u></p> <p>（位置）</p> <p>第1条の2 学校を新発田市本町1丁目2番8号に置く。</p> <p>第2章 課程、定員及び修業年限 （課程及び学科）</p> <p><u>第2条 学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第124条に規定する専修学校として、次の課程及び学科を置く。</u></p>

<p style="text-align: center;">専門課程 看護科 3年課程 (定員)</p> <p><b>第4条</b> 学校に在学する者(以下「学生」という。)の定員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1学年の定員は、40人とする。</p> <p>(2) 1学年の学級数は、1学級とする。</p> <p>(3) 総定員は、120人とする。</p> <p>(修業年限及び在学年限)</p> <p><b>第5条</b> 学生の修業年限は、3年とする。</p> <p>2 学生の在学年限は、6年とする。</p> <p><b>第3章 学年、学期及び休業日</b> (学年及び学期)</p> <p><b>第6条</b> 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p><u>2 学年を次の2期に分ける。</u></p> <p>(1) 前期 4月1日から9月30日まで</p> <p>(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p><b>第7条</b> 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 季節休業 1年を通じ、11週間とする。</p> <p>2 <u>校長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更することができる。</u></p> <p>3 第1項に定めるもののほか、<u>校長は、臨時に休業日を定めることができる。</u></p> <p><b>第4章 教育課程及び履修方法等</b> (教育課程並びに授業科目及び単位数)</p> <p><b>第8条</b> 教育課程並びに授業科目及び単位数は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>(単位の計算方法)</p> <p><b>第9条</b> 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。</p> <p>(1) <u>講義及び演習 15時間から30時間までの範囲で当校が定める時間をもって1単位とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(2) <u>臨地実習 30時間から45時間までの範囲で当校が定める時間をもって1単位とする。</u></p> <p>(単位の認定)</p> <p><b>第10条</b> <u>校長は、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得している者に</u></p>	<p style="text-align: center;">専門課程 看護科 3年課程 (定員)</p> <p><b>第3条</b> 学校に在学する者(以下「学生」という。)の定員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1学年の定員は、40人とする。</p> <p>(2) 1学年の学級数は、1学級とする。</p> <p>(3) 総定員は、120人とする。</p> <p>(修業年限及び在学年限)</p> <p><b>第4条</b> 学生の修業年限は、3年とする。</p> <p>2 学生の在学年限は、6年とする。</p> <p><b>第3章 学年、学期及び休業日</b> (学年)</p> <p><b>第5条</b> 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(学期)</p> <p><b>第6条</b> 学年を次の2期に分ける。</p> <p>(1) 前期 4月1日から9月30日まで</p> <p>(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p><b>第7条</b> 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 季節休業 1年を通じ、<u>11週間(夏期6週間、冬期2週間、学年末3週間)</u></p> <p>2 <u>学校長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更することができる。</u></p> <p>3 第1項に定めるもののほか、<u>学校長は、臨時に休業日を定めることができる。</u></p> <p><b>第4章 教育課程及び履修方法等</b> (教育課程並びに授業科目及び単位数)</p> <p><b>第8条</b> 教育課程並びに授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。</p> <p>(単位の計算方法)</p> <p><b>第9条</b> 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。</p> <p>(1) <u>講義及び演習 15時間から30時間までの間の時間数</u></p> <p>(2) <u>実験、実習及び実技 30時間から45時間までの間の時間数</u></p> <p>(3) <u>臨地実習 45時間</u></p> <p>(単位の認定)</p> <p><b>第10条</b> <u>学校長は、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得している者</u></p>
--	---

所定の単位を与える。

2 前条第1項の単位認定に際し必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第11条 成績の評価は、S、A、B、C及びDの評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とする。

2 その他成績の評価に関する事項は、別に定める。

(入学前の既習得単位等の認定)

第12条 校長は、学生が学校に入学する前に他の大学等で履修した授業科目について修得した単位を入学後の本校における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により履修したものとみなすことのできる単位数は、総取得単位数の2分の1を超えないものとする。

## 第5章 入学、転入学、退学、休学、復学、及び除籍

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 学校に入学することのできる者は、学校教育法第90条第1項の規定に該当する者とする。

(志願の手続き)

第15条 入学を志願する者は、指定の期日までに所定の書類に新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号。以下「条例」という。）第5条に規定する入学考査料を添えて校長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(入学者の選考)

第16条 入学者の選考は、入学者選考試験により行う。

2 入学者選考試験の実施その他学生の募集について必要な事項は、その都度病院局長が定める。

(入学の手続き及び入学の許可)

第17条 入学者選考試験に合格した者は、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、条例第5条の2第1項に規定する入学料を納付しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第18条 校長は、他の看護系大学又は3年課程の看護専門学校に在学している者で本校への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、病院局長の許可を得て、転入学を認めることができる。

2 前項で入学を許可された者の、既に履修した授業科目並びに単位数の取扱い及び在学すべき年数等については、校長が決定する。

(退学)

に所定の単位を与える。

2 前条第1項の単位認定に際し必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第11条 成績の評価は、A、B、C及びDの評語をもって表し、A、B及びCを合格とする。

2 その他成績の評価に関する事項は、別に定める。

(入学前の既習得単位等の認定)

第12条 学校長は、学生が学校に入学する前に他の大学等で履修した授業科目について修得した単位を入学後の本校における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により履修したものとみなすことのできる単位数は、総取得単位数の2分の1を超えないものとする。

## 第5章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 学校に入学することのできる者は、学校教育法第90条第1項の規定に該当する者とする。

(志願の手続き)

第15条 入学を志願する者は、指定の期日までに所定の書類に新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号。以下「条例」という。）第5条に規定する入学考査料を添えて学校長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

(入学者の選考)

第16条 入学者の選考は、入学者選考試験により行う。

2 入学者選考試験の実施その他学生の募集について必要な事項は、その都度病院局長が定める。

(入学の手続き及び入学の許可)

第17条 入学者選考試験に合格した者は、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、条例第5条の2第1項に規定する入学料を納付しなければならない。

2 学校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第18条 学校長は、他の看護系大学又は3年課程の看護専門学校に在学している者で本校への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、病院局長の許可を得て、転入学を認めることができる。

2 前項で入学を許可された者の、既に履修した授業科目並びに単位数の取扱い及び在学すべき年数等については、学校長が決定する。

(退学)

第19条 退学しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(休学及び休学の期間)

第20条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き3月以上修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため休学を願ひ出る者は、医師の診断書を提出しなければならない。

3 休学期間は、1年以内とする。ただし特別の理由のある場合は、校長の許可を得て、1年を限度として休学期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

5 休学期間は、第5条第2項に規定する在学年限に算入する。

(復学)

第21条 休学した者は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、校長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第22条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、除籍させることができる。

- (1) 第5条第2項に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第20条第3項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第23条 学校を卒業するためには、学生は次の各号をいずれも満たさなければならない。

(1) 学則第5条に定めるとおり、修業年限が3年以上6年以内であること。

(2) 学則第8条に定める授業科目の所定単位数を修得していること。

(3) 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えていないこと。

(卒業)

第24条 前条に定める卒業要件を満たした者については、卒業認定会議を経て、校長が卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書(別記第1号様式)を授与し、専門士と称することを認める。

第7章 授業料等

(授業料等の額及び納付)

第25条 学生は、条例第5条の3に規定する授業料を納めなければならない。

2 前項の規定により徴収する料金は、授業料管理台帳(別記第3号様式)により管理する。

第19条 退学しようとする者は、学校長の許可を受けなければならない。

(休学及び休学の期間)

第20条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き3月以上修学することができない者は、学校長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため休学を願ひ出る者は、医師の診断書を提出しなければならない。

3 休学期間は、1年以内とする。ただし特別の理由のある場合は、学校長の許可を得て、1年を限度として休学期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

5 休学期間は、第4条第2項に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第21条 休学した者は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学校長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第22条 学校長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、除籍させることができる。

- (1) 第4条第2項に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第20条第3項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第23条 学校を卒業する為には、第4条に定める修業すべき年数に在学し、別表に定める所定の単位数を修得しなければならない。

(卒業)

第24条 前条に定める卒業要件を満たした者については、卒業認定会議を経て、学校長が卒業を認定する。

2 学校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書(別記第1号様式)を授与し、専門士と称することを認める。

第7章 授業料等

(授業料等の額及び納付期限)

第25条 学生は、条例第5条の3に規定する授業料を納めなければならない。

3 学期の全期間にわたって休学をした場合は、当該学期分の授業料を納めることを要しない。ただし、停学中は納入しなければならない。

4 既納の授業料は原則として返還しない。

(授業料の減免等)

第26条 条例第5条の4に規定する授業料、入学考査料又は入学料(以下「授業料等」という。)の納付が困難と認められる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該授業料等の納付期限である日の属する月において、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者

(2) 当該授業料等の納付期限である日の属する年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。次号において同じ。)がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者

(3) 当該授業料等の納付期限である日の属する年度分の地方税制法の規定による市町村民税を天災その他特別の事情により市町村の条例で定めるところにより免除された者と同一の世帯に属する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として病院局長が認める者

2 条例第5条の4の規定による授業料等の全部又は一部の免除の申請その他の手続きに関し必要な事項は、校長が定める。

第8章 職員組織及び会議

(職員組織)

第27条 学校に置く職員は、次のとおりとする。

- (1) 校長
- (2) 事務長、事務長補佐、事務職員
- (3) 副校長、教務主任、専任教員
- (4) 非常勤講師
- (5) 学校医
- (6) その他の職員

(会議等)

第28条 学校の管理運営及び教育に関する会議は、校長が必要と認めるときこれを開催する。

2 その他、会議に関する事項は別に定める。

第9章 学生の健康管理

(健康管理)

第29条 校長は、常に学生の健康を良好な状態に保持

(授業料の徴収方法)

第26条 授業料については、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号)第28条により発行する納入通知書により納めなければならない。

2 前項の規定により徴収する料金は、授業料管理台帳(別記第3号様式)により管理する。

(授業料の減免等)

第27条 条例第5条の4に規定する授業料、入学考査料又は入学料(以下「授業料等」という。)の納付が困難と認められる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該授業料等の納付期限である日の属する月において、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者

(2) 当該授業料等の納付期限である日の属する年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。次号において同じ。)がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者

(3) 当該授業料等の納付期限である日の属する年度分の地方税制法の規定による市町村民税を天災その他特別の事情により市町村の条例で定めるところにより免除された者と同一の世帯に属する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として病院局長が認める者

2 条例第5条の4の規定による授業料等の全部又は一部の免除の申請その他の手続きに関し必要な事項は、学校長が定める。

第8章 職員組織及び会議

(職員組織)

第28条 学校に置く職員は、次のとおりとする。

- (1) 学校長
- (2) 事務長、事務長補佐、事務職員
- (3) 副校長、教務主任、専任教員
- (4) 講師
- (5) その他の職員

(会議等)

第29条 学校の管理運営及び教育に関する会議は、学校長が必要と認めるときこれを開催する。

2 その他、会議に関する事項は別に定める。

第9章 健康管理

(健康管理)

第30条 学校長は、常に学生の健康を良好な状態に保

するよう努めるとともに、疾病の早期発見のために年1回以上の健康診断を行うものとする。  
 2 前項に定めるもののほか、健康管理の実施について必要な事項は、校長が別に定める。

第10章 図書管理

(図書室)

第30条 学校に図書その他の文献及び研究資料を収集保管し、教職員及び学生の閲覧に供するために図書室を置く。

2 図書室の利用及び管理の実施について必要な事項は、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第31条 校長は、学生として表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

(懲戒)

第32条 校長は、この学則若しくは細則に違反し、また学生としての本分に反する行為をした者に懲戒を加えることができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第12章 補則

(細則)

第33条 この学則の施行について必要な事項は、校長が病院局長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年病管規程第7号)

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年病管規程第10号)

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年病管規程第6号)

この規程は、公示の日から施行する。

附 則 (平成2年病管規程第7号)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年病管規程第16号)

この規程は、平成4年10月18日から施行する。

附 則 (平成6年病管規程第15号)

この規程は、公布の日から施行する。ただし、改正後の新潟県立中央病院附属看護専門学校学則第20条、新潟県立加茂病院附属看護専門学校学則第19条、新潟県立新発田病院附属看護専門学校学則第20条及び新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則19条の規定は、平成7年度に入学しようとする者から適用する。

附 則 (平成7年病管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、平成7年1月23日以後の終了者について適用する。

持するよう努めるとともに、疾病の早期発見のために年1回以上の健康診断を行うものとする。  
 2 前項に定めるもののほか、健康管理の実施について必要な事項は、学校長が別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第31条 学校長は、学生として表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

(懲戒)

第32条 学校長は、この学則若しくは細則に違反し、また学生としての本分に反する行為をした者に懲戒を加えることができる。

第11章 補則

(細則)

第33条 この学則の施行について必要な事項は、学校長が病院局長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年病管規程第7号)

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年病管規程第10号)

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年病管規程第6号)

この規程は、公示の日から施行する。

附 則 (平成2年病管規程第7号)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年病管規程第16号)

この規程は、平成4年10月18日から施行する。

附 則 (平成6年病管規程第15号)

この規程は、公布の日から施行する。ただし、改正後の新潟県立中央病院附属看護専門学校学則第20条、新潟県立加茂病院附属看護専門学校学則第19条、新潟県立新発田病院附属看護専門学校学則第20条及び新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則19条の規定は、平成7年度に入学しようとする者から適用する。

附 則 (平成7年病管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、平成7年1月23日以後の終了者について適用する。

附 則 (平成9年病管規程第1号)  
この規程は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成9年3月31日に在学する者に係る休業日、教育課程及び時間数、進級又は卒業の欠格要件並びに寄宿舎については、改正後の第7条、第8条、第12条及び第28条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則 (平成11年病管規程第2号)  
この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年病管規程第4号)  
この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、改正後の第16条の規定は、平成16年度に入学する者から適用する。

附 則 (平成16年病管規程第11号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年病管規程第14号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年病管規程第7号)  
この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、改正後の第11条の規定は、平成18年度に入学する者から適用する。

附 則 (平成18年病管規程第16号)  
この規程は、平成18年11月1日から施行する。

- 附 則 (平成19年病管規程第1号)
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
  - 平成19年3月31日に在学する者に係る1学年の定員は、改正後の第3条第1号の規定にかかわらず、45人とする。
  - 平成19年度及び平成20年度における学校の総定員については、改正後の第3条第3号の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

年 度	総 定 員
19年度	130人
20年度	125人

附 則 (平成21年病管規程第4号)  
この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年3月31日に在学する者に係る教育課程及び時間数、進級又は卒業の要件については、改正後の第8条、第23条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則 (平成25年病管規程第4号)  
この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年3月31日に在学する者に係る教育課程及び時間数、進級又は卒業の要件については、改正後の第8条、第23条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則 (令和2年病管規程第12号)  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただ

附 則 (平成9年病管規程第1号)  
この規程は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成9年3月31日に在学する者に係る休業日、教育課程及び時間数、進級又は卒業の欠格要件並びに寄宿舎については、改正後の第7条、第8条、第12条及び第28条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則 (平成11年病管規程第2号)  
この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年病管規程第4号)  
この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、改正後の第16条の規定は、平成16年度に入学する者から適用する。

附 則 (平成16年病管規程第11号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年病管規程第14号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年病管規程第7号)  
この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、改正後の第11条の規定は、平成18年度に入学する者から適用する。

附 則 (平成18年病管規程第16号)  
この規程は、平成18年11月1日から施行する。

- 附 則 (平成19年病管規程第1号)
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
  - 平成19年3月31日に在学する者に係る1学年の定員は、改正後の第3条第1号の規定にかかわらず、45人とする。
  - 平成19年度及び平成20年度における学校の総定員については、改正後の第3条第3号の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

年 度	総 定 員
19年度	130人
20年度	125人

附 則 (平成21年病管規程第4号)  
この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年3月31日に在学する者に係る教育課程及び時間数、進級又は卒業の要件については、改正後の第8条、第23条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則 (平成25年病管規程第4号)  
この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年3月31日に在学する者に係る教育課程及び時間数、進級又は卒業の要件については、改正後の第8条、第23条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則 (令和2年病管規程第12号)  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

し、令和4年3月31日に在学する者に係る教育課程及び時間数、進級又は卒業の要件については、改正後の第8条、第11条の規定にかかわらず、従前の例による。

別表（第8条、23条関係）

教育課程並びに授業科目及び単位数			
教育内容			単位
基礎分野	科学的思考の基盤	看護のための物理学	1
		生物と生命	1
		論理的思考	1
		情報科学	1
		看護情報学	1
	人間と生活、社会の理解	人間生成論	1
		人間関係論	1
		社会学	1
		地域と社会	1
		地域とふれあい学習	1
		心理学	1
		法学	1
		英語	1
	保健体育	1	
小計			14
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1
		解剖生理学Ⅱ	1
		解剖生理学Ⅲ	1
		解剖生理学Ⅳ	1
		生化学	1
	疾病の成り立ちと回復の促進	栄養学	1
		病理学	1
		病態学Ⅰ	1
		病態学Ⅱ	1
		病態学Ⅲ	1
		病態学Ⅳ	1
		病態学Ⅴ	1
		薬理学	1
		微生物学	2
	リハビリテーションと看護	1	
	健康支援と社会保障制度	医療と法	1
		公衆衛生学	2
社会福祉論		2	

別表（第8条、23条関係）

教育課程並びに授業科目及び単位数				
領域	教育内容	授業科目	単位	時間数
基礎分野	科学的思考の基盤	物理学	1	30
		論理的思考	1	30
		情報科学Ⅰ	1	15
		情報科学Ⅱ	1	15
		生活科学	1	30
	人間と生活、社会の理解	社会学	2	30
		対人関係論	1	30
		人間生成論	1	30
		心理学	1	30
		法と倫理	2	30
英語		1	30	
小計		13	300	
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学	4	120
		生化学	1	30
		栄養学	1	30
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学	1	30
		病態学Ⅰ	1	30
		病態学Ⅱ	1	30
		病態学Ⅲ	1	30
		病態学Ⅳ	1	30
		病態学Ⅴ	1	15
		薬理学	1	30
	健康支援と社会保障制度	関係法規	2	30
		公衆衛生	2	30
		社会福祉	2	30
	小計		21	495
専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論Ⅰ	1	30
		看護学概論Ⅱ	1	30
		看護の基本技術Ⅰ	1	30
		看護の基本技術Ⅱ	1	30
		生活の援助技術Ⅰ	1	30
		生活の援助技術Ⅱ	1	30
		生活の援助技術Ⅲ	1	30

		医療と倫理	1			診療の補助技術Ⅰ	1	30		
	小計		22				診療の補助技術Ⅱ	1	30	
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1	臨地実習 (基礎看護学)		臨床看護総論Ⅰ	1	30		
		看護過程	1			臨床看護総論Ⅱ	1	30		
		共通基本技術	1			基礎看護学実習Ⅰ	1	45		
		ヘルスアセスメント	1			基礎看護学実習Ⅱ	2	90		
		臨床判断	1			小計	14	465		
		生活の援助技術Ⅰ	1		専門分野Ⅱ	成人看護学	成人看護学概論	1	15	
		生活の援助技術Ⅱ	1				成人保健	1	30	
		生活の援助技術Ⅲ	1				成人臨床看護Ⅰ	1	30	
		診療の補助技術Ⅰ	1				成人臨床看護Ⅱ	1	30	
		診療の補助技術Ⅱ	1				成人臨床看護Ⅲ	1	30	
		臨床看護総論	1				成人臨床看護技術	1	30	
		臨床看護の実践Ⅰ	1				老年看護学	老年看護学概論	1	15
								老年保健	1	30
								老年臨床看護Ⅰ	1	30
						老年臨床看護Ⅱ	1	30		
						小児看護学	小児看護学概論	1	15	
							小児保健	1	30	
							小児臨床看護Ⅰ	1	30	
						小児臨床看護Ⅱ	1	30		
					母性看護学	母性看護学概論	1	15		
						母性保健	1	30		
						母性臨床看護Ⅰ	1	30		
						母性臨床看護Ⅱ	1	30		
					精神看護学	精神看護学概論	1	15		
						精神保健	1	30		
						精神臨床看護Ⅰ	1	30		
						精神臨床看護Ⅱ	1	30		
				臨地実習・成人看護学	成人看護学実習Ⅰ	2	90			
					成人看護学実習Ⅱ	2	90			
					成人看護学実習Ⅲ	2	90			
				老年看護学	老年看護学実習Ⅰ	2	90			
					老年看護学実習Ⅱ	2	90			
				小児看護学	小児看護学実習	2	90			
				母性看護学	母性看護学実習	2	90			
				精神看護学	精神看護学実習	2	90			
				小計		38	1305			
	看護の実践と統合	看護研究	1	統合	在宅看護論	在宅看護概論	1	30		
		看護管理と医療安全	1			在宅看護援助論Ⅰ	1	15		
		災害看護と国際看護	1							

	臨床看護の実践Ⅱ	1
小計		44
臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1
	基礎看護学実習Ⅱ	1
	基礎看護学実習Ⅲ	2
	地域・在宅看護論実習	2
	成人・老年看護学実習Ⅰ	2
	成人・老年看護学実習Ⅱ	2
	成人・老年看護学実習Ⅲ	2
	老年看護学実習	2
	小児看護学実習	2
	母性看護学実習	2
	精神看護学実習	2
	統合実習	3
小計		23
総計		103

別記第1号様式(第24条関係)

別記第3号様式(第25条関係)

分野		在宅看護援助論Ⅱ	1	30	
		在宅看護技術	1	30	
	看護の統合と実践		看護研究Ⅰ	1	30
			看護研究Ⅱ	1	30
			統合技術	1	30
			看護管理	1	15
			医療安全	1	30
			災害看護	1	15
			臨地実習	在宅看護論実習	2
		統合実習	2	90	
	小計		14	435	
	総計		100	3000	

別記第1号様式(第24条関係)

第3号様式(第26条関係)

新潟県病院局管理規程第3号

新潟県立十日町看護専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月22日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県立十日町看護専門学校学則の一部を改正する規程

新潟県立十日町看護専門学校学則（令和2年新潟県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

学則の新旧対照表

新	旧
<b>新潟県立十日町看護専門学校学則</b>	<b>新潟県立十日町看護専門学校学則</b>
令和2年3月31日 新潟県病院局管理規程第14号 <u>令和4年4月1日</u> <u>新潟県病院局管理規程第3号</u>	令和2年3月31日 新潟県病院局管理規程第14号
<b>新潟県立十日町看護専門学校学則</b>	<b>新潟県立十日町看護専門学校学則</b>
目次	目次
第10章 総則（第1条—第3条）	第1章 総則（第1条—第3条）
第11章 課程、定員及び修業年限（第4条—第6条）	第2章 課程、定員及び修業年限（第4条—第6条）
第12章 職員組織（第7条）	第3章 職員組織（第7条）
第13章 会議（第8条）	第4章 会議（第8条）
第14章 学年、学期及び休業日（第9条—第11条）	第5章 学年、学期及び休業日（第9条—第11条）
第15章 入学（第12条—第17条）	第6章 入学（第12条—第17条）
第16章 履修方法等（第18条—第22条）	第7章 履修方法等（第18条—第22条）
第17章 休学、復学、退学及び除籍（第23条—第26条）	第8章 休学、復学、退学及び除籍（第23条—第26条）
第18章 卒業等（第27条・第28条）	第9章 卒業等（第27条・第28条）
第10章 賞罰（第29条・第30条）	第10章 賞罰（第29条・第30条）
第11章 授業料等（第31条・第32条）	第11章 授業料等（第31条・第32条）
第12章 健康管理（第33条）	第12章 健康管理（第33条）
第13章 図書室（第34条）	第13章 図書室（第34条）
第14章 補則（第35条）	第14章 補則（第35条）
附則	附則
第1章 総則 （目的）	第1章 総則 （目的）
第1条 新潟県立十日町看護専門学校（以下「学校」という。）は、人間のいのちの尊厳を基盤とする豊かな人間性と幅広い看護実践能力を有した人材を育成し、県内の医療機関及び地域で活躍する看護師を養成することを目的とする。 （学校自己点検・評価）	第1条 新潟県立十日町看護専門学校（以下「学校」という。）は、人間のいのちの尊厳を基盤とする豊かな人間性と幅広い看護実践能力を有した人材を育成し、県内の医療機関及び地域で活躍する看護師を養成することを目的とする。 （学校自己点検・評価）
第2条 本校は、教育の質の向上を図り、前条の目的及	第2条 本校は、教育の質の向上を図り、前条の目的

<p>び社会的使命を達成させるため、本校における教育活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 学校自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(位置)</p> <p>第3条 学校を新潟県十日町市高田町3丁目南442番地に置く。</p> <p>第2章 課程、定員及び修業年限 (課程及び学科)</p> <p>第4条 学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第124条に規定する専修学校として、次の課程及び学科を置く。 専門課程 看護科 3年課程 (定員)</p> <p>第5条 学校に在学する者(以下「学生」という。)の定員は次のとおりとする。 (1) 1学年の定員は、40人とする。 (2) 1学年の学級数は、1学級とする。 (3) 総定員は、120人とする。 (修業年限及び在学年限)</p> <p>第6条 学生の修業年限は、3年とする。 2 学生の在学年限は、6年とする。</p> <p>第3章 職員組織 (職員組織)</p> <p>第7条 学校に置く職員は、次のとおりとする。 (1) 校長 (2) 事務長、事務長補佐、事務職員 (3) 副校長、教務主任、専任教員 (4) 非常勤講師 (5) その他の職員</p> <p>第4章 会議 (会議等)</p> <p>第8条 学校の管理運営及び教育に関する会議等は、校長が必要と認めるときこれを開催する。 2 会議等に関する事項は別に定める。</p> <p>第5章 学年、学期及び休業日 (学年)</p> <p>第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(学期)</p> <p>第10条 学年を次の2期に分ける。 (1) 前期 4月1日から9月30日まで (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで (休業日)</p>	<p>及び社会的使命を達成させるため、本校における教育活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 学校自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(位置)</p> <p>第3条 学校を新潟県十日町市高田町3丁目南442番地に置く。</p> <p>第2章 課程、定員及び修業年限 (課程及び学科)</p> <p>第4条 学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第124条に規定する専修学校として、次の課程及び学科を置く。 専門課程 看護科 3年課程 (定員)</p> <p>第5条 学校に在学する者(以下「学生」という。)の定員は次のとおりとする。 (1) 1学年の定員は、40人とする。 (2) 1学年の学級数は、1学級とする。 (3) 総定員は、120人とする。 (修業年限及び在学年限)</p> <p>第6条 学生の修業年限は、3年とする。 2 学生の在学年限は、6年とする。</p> <p>第3章 職員組織 (職員組織)</p> <p>第7条 学校に置く職員は、次のとおりとする。 (1) 校長 (2) 事務長、事務長補佐、事務職員 (3) 副校長、教務主任、専任教員 (4) 非常勤講師 (5) その他の職員</p> <p>第4章 会議 (会議等)</p> <p>第8条 学校の管理運営及び教育に関する会議等は、校長が必要と認めるときこれを開催する。 2 会議等に関する事項は別に定める。</p> <p>第5章 学年、学期及び休業日 (学年)</p> <p>第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(学期)</p> <p>第10条 学年を次の2期に分ける。 (1) 前期 4月1日から9月30日まで (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで (休業日)</p>
--	---

第11条 休業日は、次のとおりとする。  
 (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日  
 (2) 日曜日及び土曜日  
 (3) 季節休業は春季、夏季、冬季とし、1年を通じ11週間以内で校長が定めた日とする。  
 2 校長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更することができる。  
 3 第1項に定めるもののほか、校長は、臨時に休業日を定めることができる。

第6章 入学  
 (入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第13条 学校に入学することのできる者は、学校教育法第90条第1項の規定に該当する者とする。

(志願の手続き)

第14条 入学を志願する者は、指定の期日までに所定の書類に新潟県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年新潟県条例第65号。以下「条例」という。)第5条に規定する入学考査料を添えて校長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関し必要な事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第15条 入学者の選考は、入学者選考試験により行う。

2 入学者選考試験の実施その他学生の募集について必要な事項は、別に定める。

(入学の手続き及び入学の許可)

第16条 入学者選考試験に合格した者は、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、条例第5条の2第1項に規定する入学料を納付しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第17条 校長は、他の看護系大学又は3年課程の看護師養成所に在学している者で本校への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、校長の許可を得て、転入学を認めることができる。

2 前項の規定に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 履修方法等  
 (授業科目及び単位数)

第18条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(単位の計算方法)

第19条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

第11条 休業日は、次のとおりとする。  
 (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日  
 (2) 日曜日及び土曜日  
 (3) 季節休業は春季、夏季、冬季とし、1年を通じ11週間以内で校長が定めた日とする。  
 2 校長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更することができる。  
 3 第1項に定めるもののほか、校長は、臨時に休業日を定めることができる。

第6章 入学  
 (入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第13条 学校に入学することのできる者は、学校教育法第90条第1項の規定に該当する者とする。

(志願の手続き)

第14条 入学を志願する者は、指定の期日までに所定の書類に新潟県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年新潟県条例第65号。以下「条例」という。)第5条に規定する入学考査料を添えて校長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関し必要な事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第15条 入学者の選考は、入学者選考試験により行う。

2 入学者選考試験の実施その他学生の募集について必要な事項は、別に定める。

(入学の手続き及び入学の許可)

第16条 入学者選考試験に合格した者は、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、条例第5条の2第1項に規定する入学料を納付しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第17条 校長は、他の看護系大学又は3年課程の看護師養成所に在学している者で本校への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、校長の許可を得て、転入学を認めることができる。

2 前項の規定に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 履修方法等  
 (授業科目及び単位数)

第18条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(単位の計算方法)

第19条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

<p>(1) 講義及び演習 15時間から30時間までの間の時間数</p> <p>(2) 実験、実習及び実技 30時間から45時間までの間の時間数</p> <p>(3) 臨地実習 45時間 (単位の認定)</p> <p>第20条 校長は、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得している者に所定の単位を与える。</p> <p>2 前項の単位認定に際し必要な事項は、別に定める。 (成績の評価)</p> <p>第21条 成績の評価は、S、A、B、C及びDの評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とする。</p> <p>2 前項その他成績の評価に関する事項は、別に定める。</p> <p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第22条 校長は、学生が学校に入学する前に他の大学等で修得した単位を入学後の本校における授業科目の履修とみなし、単位を認めることができる。</p> <p>2 前項の規定により履修したものとみなすことのできる単位数は、総取得単位数の2分の1を超えないものとする。</p> <p>3 第1項の規定に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第8章 休学、復学、退学及び除籍 (休学及び休学の期間)</p> <p>第23条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き3月以上修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。</p> <p>2 疾病のため休学を願い出る者は、医師の診断書を提出しなければならない。</p> <p>3 休学期間は、1年以内とする。ただし特別の理由のある場合は、校長の許可を得て、1年を限度として休学期間を延長することができる。</p> <p>4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。</p> <p>5 休学期間は、第6条第2項に規定する在学年限に<u>算入する。</u></p> <p>(復学)</p> <p>第24条 休学した者は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、校長の許可を得て復学することができる。</p> <p>(退学)</p> <p>第25条 退学しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。</p> <p>(除籍)</p> <p>第26条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、除籍させることができる。</p> <p>(1) 第6条第2項に規定する在学年限を超えた者</p>	<p>(1) 講義及び演習 15時間から30時間までの間の時間数</p> <p>(2) 実験、実習及び実技 30時間から45時間までの間の時間数</p> <p>(3) 臨地実習 45時間 (単位の認定)</p> <p>第20条 校長は、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得している者に所定の単位を与える。</p> <p>2 前項の単位認定に際し必要な事項は、別に定める。 (成績の評価)</p> <p>第21条 成績の評価は、S、A、B、C及びDの評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とする。</p> <p>2 前項その他成績の評価に関する事項は、別に定める。</p> <p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第22条 校長は、学生が学校に入学する前に他の大学等で修得した単位を入学後の本校における授業科目の履修とみなし、単位を認めることができる。</p> <p>2 前項の規定により履修したものとみなすことのできる単位数は、総取得単位数の2分の1を超えないものとする。</p> <p>3 第1項の規定に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第8章 休学、復学、退学及び除籍 (休学及び休学の期間)</p> <p>第23条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き3月以上修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。</p> <p>2 疾病のため休学を願い出る者は、医師の診断書を提出しなければならない。</p> <p>3 休学期間は、1年以内とする。ただし特別の理由のある場合は、校長の許可を得て、1年を限度として休学期間を延長することができる。</p> <p>4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。</p> <p>5 休学期間は、第6条第2項に規定する在学年限に<u>算入しない。</u></p> <p>(復学)</p> <p>第24条 休学した者は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、校長の許可を得て復学することができる。</p> <p>(退学)</p> <p>第25条 退学しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。</p> <p>(除籍)</p> <p>第26条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、除籍させることができる。</p> <p>(1) 第6条第2項に規定する在学年限を超えた者</p>
---	--

- (2) 第23条第3項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第9章 卒業等

(卒業の要件)

第27条 学校を卒業する為には、第6条に定める修業すべき年数在学し、別表に定める所定の単位数を修得しなければならない。

2 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えていないこと。

(卒業)

第28条 前条に定める卒業要件を満たした者については、卒業認定会議を経て、校長が卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書(別記第1号様式)を授与し、専門士(医療専門課程)と称することを認める。

第10章 賞罰

(褒賞)

第29条 校長は、学生として表彰に値する行為があった者を褒賞することができる。

(懲戒)

第30条 校長は、この学則若しくは細則に違反し、また学生としての本分に反する行為をした者に懲戒を加えることができる。

第11章 授業料等

(授業料等の額及び納付期限)

第31条 学生は、第5条の3に規定する納付期限までに授業料を納めなければならない。

2 学期の全期間にわたって休学をした場合は、当該学期分の授業料を納めることを要しない。

(授業料の減免等)

第32条 条例第5条の4に規定する授業料、入学検査料又は入学料(以下「授業料等」という。)の納付が困難と認められる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該授業料等の納付期限である日の属する月において、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者

(2) 当該授業料等の納付期限である日の属する年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。次号において同じ。)がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者

(3) 当該授業料等の納付期限である日の属する年度分の地方税制法の規定による市町村民税を天災その他特別

- (2) 第23条第3項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第9章 卒業等

(卒業の要件)

第27条 学校を卒業する為には、第6条に定める修業すべき年数在学し、別表に定める所定の単位数を修得しなければならない。

(卒業)

第28条 前条に定める卒業要件を満たした者については、卒業認定会議を経て、校長が卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書(別記第1号様式)を授与し、専門士(医療専門課程)と称することを認める。

第10章 賞罰

(褒賞)

第29条 校長は、学生として表彰に値する行為があった者を褒賞することができる。

(懲戒)

第30条 校長は、この学則若しくは細則に違反し、また学生としての本分に反する行為をした者に懲戒を加えることができる。

第11章 授業料等

(授業料等の額及び納付期限)

第31条 学生は、新潟県病院事業の設置等に関する条例(以下「条例」という。)第5条の3に規定する納付期限までに授業料を納めなければならない。

(授業料の減免等)

第32条 条例第5条の4に規定する授業料、入学検査料又は入学料(以下「授業料等」という。)の納付が困難と認められる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該授業料等の納付期限である日の属する月において、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者

(2) 当該授業料等の納付期限である日の属する年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。次号において同じ。)がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者

(3) 当該授業料等の納付期限である日の属する年度

の事情により市町村の条例で定めるところにより減免された者と同一の世帯に属する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として病院局長が認める者

2 条例第5条の4の規定による授業料等の全部又は一部の免除の申請その他の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

第12章 健康管理  
(健康管理)

第33条 校長は、常に学生の健康を良好な状態に保持するよう努めるとともに、疾病の早期発見のために年1回以上の健康診断を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、健康管理に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 図書室  
(図書室)

第34条 学校に図書その他の文献及び研究資料を収集保管し、教職員及び学生の閲覧に供するため図書室を置く。

2 図書室の利用及び管理に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 補則  
(細則)

第35条 この学則の施行について必要な事項は、校長が病院局長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

分の地方税制法の規定による市町村民税を天災その他特別の事情により市町村の条例で定めるところにより減免された者と同一の世帯に属する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として病院局長が認める者

2 条例第5条の4の規定による授業料等の全部又は一部の免除の申請その他の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

第12章 健康管理  
(健康管理)

第33条 校長は、常に学生の健康を良好な状態に保持するよう努めるとともに、疾病の早期発見のために年1回以上の健康診断を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、健康管理に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 図書室  
(図書室)

第34条 学校に図書その他の文献及び研究資料を収集保管し、教職員及び学生の閲覧に供するため図書室を置く。

2 図書室の利用及び管理に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 補則  
(細則)

第35条 この学則の施行について必要な事項は、校長が病院局長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。